

## 【表紙】

【提出書類】	親会社等状況報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月31日
【事業年度】	第16期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	オカダ ホールディングス リミテッド
【英訳名】	Okada Holdings Limited
【代表者の役職氏名】	ディレクター 高田誠
【本店の所在の場所】	6th Floor, Alexandra House, 18 Chater Road, Central, Hong Kong
【代理人の氏名又は名称】	弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 松永 崇
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル2階
【電話番号】	03-5224-5566
【事務連絡者氏名】	弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 松永 崇
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル2階
【電話番号】	03-5224-5566
【事務連絡者氏名】	弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 松永 崇
【提出子会社名】	株式会社ユニバーサルエンターテインメント
【提出子会社代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 知裕
【提出子会社本店の所在の場所】	東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟
【縦覧に供する場所】	株式会社ユニバーサルエンターテインメント （東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第1【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況							
	政府及び 地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計
					個人以外	個人		
株主数 (人)	-	-	-	-	-	-	3	3
所有株式数 (株)	-	-	-	-	-	-	9,362,968,249	9,362,968,249
所有株式数 の割合 (%)	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00

## (2)【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
岡田 知裕	東京都江東区	4,987,434,751	53.26
岡田 和生	東京都渋谷区	4,342,147,372	46.38
岡田 幸子	東京都江東区	33,386,126	0.36
計		9,362,968,249	100.00

## 2【役員の状況】

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
董事	高田 誠	1959年2月4日	1990年4月 弁護士登録	-	-
			2017年1月 Agarwood Consulting Limited Business Consultant（現任）		
			2017年5月 Okada Holdings Limited 董事（現任）		
董事	岡田知裕	1967年9月1日	1991年4月 株式会社ユニバーサル（現 株式会社ユニバーサルエンターテインメント） 入社	-	4,987,434,751
			1995年6月 株式会社ユニバーサル（現 株式会社ユニバーサルエンターテインメント） 取締役		
			1995年8月 株式会社ユニバーサル（現 株式会社ユニバーサルエンターテインメント） 取締役経営企画室長		
			1997年8月 株式会社ユニバーサル（現 株式会社ユニバーサルエンターテインメント） 取締役開発本部付		
			1999年6月 アルゼ株式会社（現：株式会社ユニバーサルエンターテインメント） 取締役管理本部長		
			2000年6月 アルゼ株式会社（現 株式会社ユニバーサルエンターテインメント） 取締役IR広報室長		
			2007年7月 Aruze USA, Inc. 取締役		
			2008年6月 アルゼ株式会社（現 株式会社ユニバーサルエンターテインメント） 取締役（2015年6月退任）		
			2024年8月 Okada Holdings Limited 董事（現任）		
			2024年9月 株式会社ユニバーサルエンターテインメント 代表取締役社長 経営統括（現任）		
			2025年5月 TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. 取締役（現任）		
			2025年6月 株式会社ミズホ 代表取締役会長（現任）		

## 第2【計算書類等】

当社は、香港会社法を設立準拠法とする持株会社です。同法により設立された持株会社については、同法により、単体の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書に準ずるものの作成は要求されておりません。また、監査法人による監査を要求されないため、監査報告書もございません。

以上